

内閣官房長官 松野 博一 様

双葉町の復興等に
向けた重点要望について
(要望書)

令和4年7月

双葉町長 伊澤 史朗

双葉町議会議長 伊藤 哲雄

双葉町では令和2年3月に一部区域の初めての避難指示解除が実現し、復興に向けて新たなスタートを切ったところですが、解除はあくまで非居住エリアのごく一部区域に留まり、双葉町は未だに町民全員が避難生活を余儀なくされている唯一の自治体となっています。

そのような中、関係機関のご尽力もあり、放射線量の低減、生活インフラの復旧、住民等との協議も進んだことから、今後、国、県と解除に向けた協議を進め、特定復興再生拠点区域の避難指示解除を実現してまいります。

しかしながら、それでもなお帰還困難区域が広範囲に残り、昨年8月に政府の原子力災害対策本部及び復興推進会議において「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」が決定され、「2020年代をかけて帰還意向のある住民が帰還できるよう避難指示解除の取組を進める」とされており、一定の前進であると受け止めてはいますが、具体的な見通しは詳細には示されていません。

双葉町は福島第一原子力発電所の立地自治体であり、30～40年以上かかる廃炉作業や苦渋の決断による中間貯蔵施設の受け入れ、ALPS処理水の処理問題など、他の被災自治体と比べても厳しい状況におかれ、周辺の他の自治体とは復興のステージが大きく異なっています。

双葉町の復興は、まだスタート地点に立ったばかりであり、さらなる復興には帰還困難区域の避難指示解除に向けた取組が不可欠です。また、帰還困難区域に居住していた町民の避難生活の長期化、高齢化も進んでおり、残された時間は長くはありません。双葉町の抱える帰還困難区域の避難指示解除、住民帰還が早期に実現し、ふるさと双葉町を一日でも早く取り戻すことができるよう、次の通り切実に要望いたします。

- ① 令和3年8月に決定した政府方針に基づき、希望する町民が全員帰還できるよう必要な制度設計、予算措置を行い、2020年代の早期に希望する町民の帰還が実現されるよう取り組むこと。また、「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む」との方針に基づき、原子力政策を推進してきた国の社会的責任も踏まえ、帰還困難区域全域の帰還環境確保・避難指示解除に向けた見通しや取組方針を、早急かつ具体的に示していただきたい。
- ② 令和3年度～7年度の復興・創生期間（第二期）における復興財源は、福島県で1.1兆円とされているが、これまでの10年間と比べると格段に規模が小さい。当町は避難指示解除及び住民帰還がようやく実現する段階であり、復興がこれから本格的にスタートする当町の取組の推進に対し必要な規模を確保できるよう、十分な支援をお願いしたい。
- ③ ALPS 処理水については、昨年4月に国際的慣行に沿った、科学的・技術的根拠に基づく方法として大幅に希釈した上で海洋放出を実施することが決定された。国においては、実施主体の東京電力に対し、国際基準、関係法令等の厳守を徹底するよう監督するとともに、海洋放出を決定した主体として責任を持って科学的根拠に基づく情報発信を国内外に丁寧に行い、国民・国際社会の理解の醸成に取り組むこと。
- ④ 当町の町民は東京電力福島第一原子力発電所事故により11年以上が経つ現在も全町避難を余儀なくされています。避難生活の中で、原子力損害賠償審査会で示された、いわゆる「中間指針」に基づき損害賠償請求を行っていますが、町民の多くは被害実態に即していないと納得していません。そのような中、本年3月に3件の集団訴訟において、中間指針を上回る賠償額が最高裁判所判決により認められました。国においては、東京電力に対して、当該判決を真摯に受け止め損害賠償を行うとともに、東京電力自ら全ての町民に対して確定判決と同等の補償を行うよう指導をしていただきたい。東京電力自らが行えない場合には、政府が中間指針の見直しを図り、町民救済が速やかに行われるよう取り組むこと。

以上